

「第 118 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 7 年 8 月 25 日（月曜日）に、「第 118 回 コーデックス連絡協議会」を AP 虎ノ門 C+D ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は穂山浩委員が議事進行役を務めました。また、「コーデックス連絡協議会の設置について」に基づき、臨時委員として全日本スパイス協会の柘植信昭氏にご出席いただきました。

議事次第に基づいて、事務局から、令和 7 年 9 月に開催される第 56 回残留農薬部会 (CCPR) 及び第 23 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 並びに令和 7 年 10 月に開催される第 8 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の主な検討議題の説明を行い、令和 7 年 5 月に開催された第 44 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 並びに令和 7 年 6 月に開催された第 34 回一般原則部会 (CCGP) 及び第 18 回食品汚染物質部会 (CCCF) の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室又はウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 56 回残留農薬部会 (CCPR)

仮議題 6. 1 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

(穂山浩委員) 日本から提案している MRL はあるのか。

(事務局) 日本から提案しているものもあり、作物はお茶となっている。農林水産省が事業として支援していた。

(辻山弥生委員) お茶のデータ作成について農林水産省も支援したとの話であるが、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) でのお茶の露評価についてどのように行われているのか。最近、お茶を含む食品が人気となっているがこういった製品についてもばく露評価で考慮されているのか。

(事務局) お茶も他の作物同様、お茶の摂取量からばく露量を計算している。摂取量は、茶葉及び茶葉からの抽出量を考慮している。日本の場合特殊かもしれないが、二番茶、三番茶のデータがあれば考慮して対応している。

(辻山弥生委員) 飲料用だけを注視して評価していると認識できたが、海外でお茶を含む食品が人気となっており、こういった食品からのばく露量は考慮されているのか。

(事務局) GEMS/Food のデータベースでは茶葉となっている。あくまでも茶葉の消費量で評価を行っており、飲料用か粉末かは GEMS/Food 上は区別されていないが、両方考慮はされている。ただし、GEMS/Food データベースは古いため、最近の抹茶の流行りまで考慮されていない可能性がある。

仮議題 6. 3 オクラの MRL

(樋渡由岐委員) 12D 新設案に対して日本はどのような立場なのか。

(事務局) 現在、オクラの基準値は、グループではなく、オクラとして個別に設定されることとなっている。現状、オクラとして個別に基準値設定されていることから、オクラのコーデックス分類が変更されることにより、国内のオクラの基準値設定に影響を与えることはないが、オクラがコーデックス分類の 12B あるいは 12D (新設) に含まれるかについては、科学的根拠に基づき議論されることが重要であると考えており注視していきたい。

仮議題 8. 1 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

(辻山弥生委員) acephate について日本では家庭用でよく使用されていると思うが、家庭用と産業用で規制の違いはあるのか。

(事務局) 家庭用として使用されることもあると思うが、家庭用でも産業用でも農薬取締法にて国内登録を行っており規制が異なるわけではない。

仮議題 8. 2 各国の農薬登録の情報

(山口隆司委員) 要求される情報量が多いことから回答数が増加しないことについて、安全性との兼ね合いになるが、要求される情報量を減らす作業は、日本でも行われているのか。

(事務局) 各国での農薬の登録状況 (適用作物) について調査が行われたものであるが、短期間に、今回は 12 もの農薬について、それぞれに適用のある作物について確認を行う必要がある。農薬によっては、適用作物が 30、50 を超えるものがあり、自国の適用作物とコーデックス上の食品名との一致を確認する等、相当程度の負担があることから、回答数が低迷することになったと思われる。

仮議題 10 CCPR と JMPR の手続強化

(木戸啓之委員) 昨年の第 55 回 CCPR でも論議されたようだが、特に「②ガバナンスや構造の変革を伴う大幅な改革 (長期的アプローチ)」について、少し具体的に教えていただきたい。FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) 等の他の評価機関の評価のキャパシティ向上に参考になるのかどうか、関心がある。

(事務局) JMPR ではまずは短期的な対応について検討されており、現時点で長期的アプローチについては具体的な検討が行われていない。

(2) 第 23 回アジア地域調整部会 (CCASIA)

仮議題 2. 基調講演—多様な地域における食品安全の課題と優良事例

(木戸啓之委員) FAO のアンケートの結果、「アジアにおける化学的安全性」として、基準値設定のためのデータの品質の重要性等の議論を予定とのこと。具体的にどのような課題が抽出されたのか。

(事務局) FAO がアジアの加盟国に基調講演のテーマについてアンケートを行ったところ、食品中の有害化学物質の問題、基準値設定のための科学的データの重要性、食品安全における AI などの新しい技術やデジタルツールの活用に対して特に高い関心が示された。この結果を踏まえ、今回の基調講演のテーマが決定した。

仮議題 3. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

(樋渡由岐委員) 路上販売食品に関するコーデックス文書と食品衛生の一般原則について、日本国内の屋台や露店の衛生管理との相違点は何か。

(事務局) 結論から言うと大きな違いはない。アジアにおける路上販売食品に係る衛生実施規範 (CXC 76R-2017) についても屋台で実施すべき基本的な衛生管理についてであり、行政と食品事業者、消費者がそれぞれ気を付けるべき点が記載されている。日本国内においては、屋台や露天等の簡易な施設での営業を行う食品等事業者に対しても、食品衛生法に基づき、HACCP に沿った衛生管理を実施することや、営業の実施にあたり、保健所の許可を受けることなどを義務づけており、コーデックス文書と相反する内容はないと認識している。

(穂山浩委員) 植物の葉で包んだ調理米の地域規格 (CXS 355R-2023) について、既に CCMAS に妥当性確認試験結果が提出されているのか。

(事務局) 中国が元々提案していた規格であり、中国から妥当性確認データは出てきていない。日本が特に対応する必要はないと考える。どこからも妥当性試験のデータが提出されなければ、Type IV のままとなると考えている。

(辻山弥生委員) 第 42 回 CCMAS からの付託事項に関し、日本から議場内配布文書 (CRD) を提出しているが、日本が対応した背景は何か。また、誰が作成したのか。凄く頑張っていると思う。

(事務局) いくつか回答しなければならない複雑な案件があり、コーデックス事務局から議論をリードしてくれる国として声がけがあった。これは CCMAS において、現在、独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC) 仙台センター所長を務める小林氏が長年出席し、議論をリードしてきた実績があることが背景にある。そのため、日本から提出することとなった。

仮議題 12. 地域調整国の指名

(山口隆司委員) 中国の後を受け任期を務めているアジア地域調整国の役割を 11 月以降も務める意向か。

(事務局) 次期調整国は、第 23 回 CCASIA において、加盟国のコンセンサスで指名された上で、第 48 回総会で任命されるため、加盟国の意見も聴取する必要があるが、2 期目も継続して務める方向で検討を進めている。

その他

(辻山弥生委員) 様々な地域規格が提案されていることについて、以前は地域規格の作業を考え直していこうという風潮もあったが、日本も過去に地域規格を提案していて、他国のことを言うことはできないため、丁寧に対応いただきたい。

また、今回の部会前に FAO と WHO によるアレルギーに関するワークショップが開催されるとの情報がコーデックス事務局ウェブサイトに掲載されているが、日本からはどのような対応なのか。重要なワークショップのため是非参加いただき、出席者は国内の関係者に情報共有すべきと考える。

(事務局) 消費者庁から 1 名参加予定である。情報収集等適宜対応し、今後の食品表示部会 (CCFL) での議論等に結びつけたいと考えている。

(辻山弥生委員) 今回の部会は農林水産省消費・安全局織戸専門官が議長とのことでは是非頑張っていたいただきたい。

(3) 第 8 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

仮議題 3 乾燥果実

仮議題3. 1 果実に分類されるスパイスの規格案：バニラの要件（ステップ7）

（樋渡由岐委員）日本は、収穫国表示は任意を支持するとのこと。収穫国義務表示は透明性向上に寄与するのか。それとも貿易障害になるのか。

（事務局）収穫国の表示について、CCFLにおいて収穫国は定義されておらず、これまでのコーデックス規格においても前例はない。

また、現在のスパイス貿易において、複数産地のものを集めて製品にして流通することは普通に行われている。この場合は製品化した所が原産国（義務表示）として表示されている。

ご指摘のように収穫国の義務表示は透明性向上に寄与する側面はあるが、収穫国を義務表示とした時の問題として、収穫国を検査によって科学的に検証することができないことが挙げられている。検証方法がないことから、現状では収穫国表示の義務化は食品偽装防止に役立たないとされ、かえって余分な負担やリスクを課すことになると懸念されている。

このような背景から、収穫国は義務表示ではなく任意表示とすることが、コーデックス規格や、現状の貿易において合理的と考えられることから、収穫国の任意表示を支持する。

この収穫国の義務表示に関しては、サフランの規格でも議論が続いており、議論の行方を注視していく。

仮議題4 乾燥樹皮

仮議題4. 1 シナモンの規格原案（ステップ4）

（穂山浩委員）クマリン含有量の最大基準値を設定したいといった内容が記載されているが、どのように設定されるのか。毒性からのばく露評価で設定されるのか。

（柘植信昭委員）ばく露量までは考えていない。実際に含有量のデータを取り、その範囲で設定することが考えられている。ばく露量については、スパイス自体を食品として食べる量を考えると、通常の使用範囲では問題になることはない。一方で、クマリンという懸念物質があるにもかかわらず無視するわけにもいかないため、自然に考えられる範囲の最大値を決めようという議論となっている。

その他

（辻山弥生委員）CCSCHに日本は凄く頑張って貢献していると思う。当初、スパイス規格が議論され始めた頃、貿易慣行上問題が特になく寧ろ混乱を招くという懸念があった。業界として規格が策定されて困ったことはあるか。

（柘植信昭委員）日本は、輸入品に対して業界としてコーデックス規格よりも厳しい規格をとっており、大きな影響はない。懸念点としては、日本では異物関係のないものとして考えているが、天産物である限り昆虫の死骸や動物のフンといった異物について、コーデックス規格では許容され基準が設定されている。そのため、日本の消費者が誤解されないように業界として丁寧に説明していきたいと考えている。

(4) 第44回分析・サンプリング法部会（CCMAS）

議題2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（清水隆司委員）窒素換算係数について、今後総会に送られるとのことだが、今回の決定は日本の食品表示基準へ影響するのか。

（事務局）窒素換算係数は今回のCCMASの決定により新たに定められたものではなく、個別食品規格に記載されていたものが分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）にまとめられたものである。

(清水隆司委員) 日本の食品表示基準に示されている数値とは小麦の窒素換算係数が微妙に異なっていたり、日本では乳製品と乳児用調製乳が分かれていなかったりなど、対象の分類の仕方にも違いがある。これらが（国際整合化という観点から）今後どうなるのかが気になる。

(熊谷日登美委員) 窒素換算係数は科学的根拠に基づいて設定されるべき。動物性のタンパク質中の窒素含量は約 16%のため、6.25 が係数としては適切。一方、穀類や豆類のタンパク質では、側鎖に窒素を持つグルタミン残基及びアスパラギン残基を多く含み窒素含量が約 17.5%となるため、係数として 5.71 が用いられるべき。穀類・豆類において 6.25 を用いてしまうと、実際のタンパク質含量よりも高い値が出てしまう。タンパク質含量を高く見せたい事業者は高い係数を使いたがるが、科学的に根拠のある係数が用いられるべき。

(事務局) 穀類・豆類製品において 5.71 のほうが適切というのはおっしゃる通りである。一方、大豆タンパク製品の規格 (CXS 175-1989) は古い規格であり、6.25 になった経緯は不明だが、おそらくデフォルト値である 6.25 を使ったものと思われる。実際にアメリカでは取引において 6.25 が用いられているようだ。我が国としては、科学的根拠に基づく 5.71 が適切と考えており、アジア地域規格において大豆、非発酵大豆製品、納豆等については、そちらの係数となるよう主張してきたところである。一方、今後の係数の変更は貿易に影響が生じる可能性があることから、コーデックス全体における調和の結果として確実に 5.71 となるとは言い切れない。

(熊谷日登美委員) 時間が掛かっても科学的根拠に基づいた値に戻していただきたい。

議題 4 : CCMAS 第 43 回会合における保留事項

議題 4. 2 : ホエイパウダーの水分含量の決定

(木村たま代委員) ISO 5527|IDF 26 (以下「87℃法」) と CXS 234 Appendix XI に記載の分析法 (以下「102℃法」) の違いは何か。

(事務局) 87℃法は、単に 87℃で加熱する訳ではなく、フレッシュな空気を送り込む等することでより安定した分析値が得られるとされている。それに対し、102℃法は測定値が安定しないこともあるようだ。一方、87℃法は本分析以外に使用しない高価で特殊な機材を用いる必要があるため、ラテンアメリカ諸国は反対していた。

(事務局) ホエイパウダーに多く含まれるラクトースは結晶水を含む。87℃では結晶水から水が放散されない一方、102℃では放散されるため、原理的には 102℃法の方が分析値は高く出ると考えられる。ただ、ホエイパウダーの規格の水分量 (5.0%上限) を十分に下回っているなら、分析法による分析値の差は無視できる程に小さいと言える。なお、分析結果に基づく係争が発生した際は 87℃法を用いるべきとの脚注がつけられたため、仮に差が生じたとしても取引上においても問題は生じないと考えられる。

(熊谷日登美委員) 105℃の加熱乾燥法を用いた学生実験の経験では、分析値が大きくぶれたことはあまりないため、102℃法で分析値が安定しないのは分析操作が上手でなかった可能性がある。もっと分析の精度を向上させた結果をもとに 102℃法について検討していればよかったのではと感じた。

議題 6 : サンプルングプラン

議題 6. 1 : 情報提供文書 : サンプルングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) — サンプルングプランアプリケーションを伴う e-book

(山口隆司委員) ベイジアンサンプルングの導入に日本が反対したことについて事前

情報が希薄な場合、ベイジアンサンプリングの適用は危険と判断したのか。全てに適用ではなく、条件付きが必要と考えたのか。

(事務局) 本情報提供文書は、改訂されたコーデックスガイドラインである CXG50 の理解促進に向けた、コーデックス文書としての効力を持たない補足文書という位置づけであるにも関わらず、CXG50 本体にまったく記載のない概念（ベイジアンサンプリング）を盛り込んでしまうと、あたかもその概念がコーデックスガイドラインである CXG50 に基づいた考え方であると誤解を与えてしまう懸念があること、また、新しい概念をコーデックスの正しい手続きによらず導入する前例となる懸念があることから反対した。なお、具体的にどのように実現するのかについては不明であるが、サンプルの状態によって 2 段階サンプリングを要する形で実現される可能性がある。その場合、輸入側にとっては輸入通関に要する時間が延び、サンプリングにかかるリソースも多く必要となること等負担が大きくなること、輸出側は分析に供する試料点数が減ることによるロスの削減が期待できる一方、2 段階サンプリングを行うことになればサンプリングから分析までにより長時間を要することになるため、生鮮食品の場合には食品の品質劣化等が懸念される。

(辻山弥生委員) 日本ではベイズ統計はあまり一般的でないと思うが、今回ベイジアンサンプリングが新たに追加されたのはなぜか。

(事務局) 本議題に係る電子的作業部会の議長国を代表する人間が ISO におけるベイジアンサンプリングの規格化に関与しているため、コーデックスにおいても推進しているという背景がある。本サンプリング法はベイズ統計と同じ原理に基づくものであり、我々が承知している限りでは日本を含むどの国においても導入されていない。一方、CCMAS においてこの分野に詳しい代表団があまり参加していないため、新たなサンプリング法が提案されると建設的な議論とならず、そのまま合意に至ってしまうことが多い。

議題 8：予防的アレルゲン表示に関する分析法

(細野秀和委員) 「CCFL の次回会合は CCMAS の次回会合よりも遅い時期の開催が予定されていることから、議論を次回の CCMAS に持ち越しても CCFL での検討スケジュールが遅延しないことが確認された。」とあるが、CCMAS の次回会合は 2026 年 3 月 9-13 日の予定であり、2026 年 5 月と予想される CCFL の次回会合まで 2 カ月しかない。各国政府、各 NGO が、関係者と共に CCMAS の議論の結果を十分検討したうえで CCFL におけるポジションを決める時間的余裕がほとんどなく、次回 CCFL で予防的アレルゲン表示について熟慮を重ねた議論が出来る可能性は実際には低いのではないかと懸念される。この懸念についてどう思われるか。またこの懸念を解消するために何か方策が考えられないか。

(事務局) CCMAS から CCFL の間の検討時間が限られていることについて御指摘いただき感謝する。一方で、CCMAS において、時間等のリソースを有効に活用するために、議論が先送りになったと承知している。いずれにしても、例えば、CCMAS から CCFL の間の検討時間が限られていることから、CCMAS 前後から入念な準備をするなどを含め適切な対応を検討してまいりたい。

(細野秀和委員) なお、この予防的アレルゲン表示のガイドラインは、具体的な表示として「may contain …」を指定しようとしているが、当該アレルギー患者の 5% 以上に反応がでるほどのアレルゲンが含まれている可能性がある場合にしか「may contain …」表示を許可しないということであれば、その表現はむしろ「probably contain …」の方が正しいのではないかと考える。いずれにせよ、日本の現行の、実務上有益なアレルギー表示制度（「含んでいるかもしれない」

表示は認めていない) が維持できるような対応を期待したい。

(穂山浩委員) 予防的アレルゲンにおける分析法は、CCFLにおいて Reference Dose が算出されたことによる検査法で、Reference Dose は元々経口負荷試験から 5%誘発用量で求めた値と思われるが、これはケルダール法で求めたタンパク質含量を出している一方で、検査法は ELISA 法や LC-MS/MS 法などが用いられおり、整合しないのではないか。

(事務局) ご指摘のとおり、ELISA 法等も分析法として提出されている。具体的な議論は進んでおらず、これから議論されると考えられる。

(5) 第 34 回一般原則部会 (CCGP)

議題 4. コーデックス手続マニュアル：文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー

議題 4.1. 3 章「部会のガイドライン」の手順のレビュー

3.1 章 部会のホスト国政府のためのガイドライン

(山口隆司委員) 「作業用語」の使用 (パラグラフ 22) について、コーデックスでは、「公用語」として 6 か国語が定義されているが、「作業言語」として、基本的に英語がほとんど使用されていると認識。英語以外で実施されているケースもあるか。

(事務局) コーデックスで使用する言語は、手続マニュアル第 XIV 章「言語」において、「公用語”official language”」ではなく、「作業言語”working language”」が規定されている。具体的には、コーデックス総会及び部会では、FAO と WHO の両方で作業言語となっている言語の中から、少なくとも 3 つを使用することとされている。また、地域調整部会については、総会の作業言語のうち少なくとも 2 言語を使用するとされている。このルールに基づき、総会は 6 言語 (アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語)、部会は 3 言語 (英語、フランス語、スペイン語) が使用されている。地域調整部会は地域毎に異なる作業言語が使用されているが、英語は必ず使用されている。英語以外で実施されたケースは承知していない。

3.3 章 部会議長のためのガイドライン

(山口隆司委員) コンサーンフォームへの言及 (パラグラフ 54) について、コンサーンフォームは、食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) と CCPR の 2 つの部会のみで使用されてきたのか。他の部会での使用実績はあるか。

(事務局) CCRVDF と CCPR のコンサーンフォームの使用については、手続マニュアル第 4 章において、CCRVDF のリスクアナリシスの原則及び CCPR のリスクアナリシスの原則に規定されているが、その他の部会については規定がなく、使用実績は承知していない。

(樋渡由岐委員) 3 章「部会ガイドライン」の改訂によって、ホスト国負担や加盟国参加形態に変化はあるのか。

(事務局) この作業の目的は、部会ガイドラインの中で現在の実務の慣行と整合していない部分を特定し、実態に合わせて修正することであり、ホスト国の負担や加盟国の参加形態等の変更は想定されていない。

(6) 第 18 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

議題 6. 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範 (ステップ 4)

(木村たま代委員) 「米を中心として我が国で行われているカドミウム低減の取組」

とはどのような内容なのか。

(事務局) 我が国で行われているカドミウム低減の取組としては、農林水産省が公表している「コメ中のカドミウム低減のための実施指針」に記載している、出穂期前後における湛水管理やカドミウム低吸収性品種の利用等がある。これらの低減対策について、日本から情報提供を行い、コーデックスの実施規範案にも盛り込まれている。

議題 7. 特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン (ステップ 7)

(山口隆司委員) 大粒香辛料：インクリメントサンプルサイズについて、斑汚染が考えられるサンプルをカバーできるものとして、EU の考え方が発端でインクリメントサンプルサイズの考え方が進んできたと思う。その EU がサンプルサイズとして 200 g を推進しながら、100 g で決着したのは、100 g でも問題ないという根拠があったのか？

(事務局) インクリメント数×集合サンプルのサイズを落花生や木の実などと同様に $200\text{ g} \times 100 = 20\text{ kg}$ とすることは検討されたが、落花生や木の実と比べて香辛料が高価であり、その経済的な影響を考慮し、昨年予備採択された $100\text{ g} \times 100 = 10\text{ kg}$ の維持に合意した。一般的にはサンプルサイズは大きいほど信頼性は高まることが知られており、 $100\text{ g} \times 100$ で問題ないとする科学的な根拠があるわけではない。

議題 14. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス

(辻山弥生委員) In session working group (ISWG) が 2 回行われたとあるが、いつどのように行われたのか。

(事務局) 一回は会期前日に (このため厳密には ISWG でない)、もう一回は会期中の時間に余裕がある際に関心国が集まって実施された。本会合はハイブリッド形式で行われたが、ISWG は物理的に行われており、現地にはいないと議論に参加できない形式であった。

議題 18. 穀類中のアフラトキシン類の含有実態データの解析

(山口隆司委員) シンガポールから加工向け (FFP) と直接消費用 (RTE) の玄米を区別する提案 (データ募集) について、玄米の加工工程でアフラトキシンの増減が観察されるデータはあるのか。

(事務局) 国産米については適切な保管管理によってアフラトキシンの汚染事例はほとんどないが、複数の論文では玄米を精米することでアフラトキシン濃度が低減することが知られている。そのため、コーデックスでは、玄米 $20\text{ }\mu\text{g/kg}$ に対して、精米では $5\text{ }\mu\text{g/kg}$ と総アフラトキシンの最大基準値 (ML) がより低く設定されている。

(樋渡由岐委員) ML の見直しや新規設定を行う際に、データが偏在・不足している品目や国について、どのように科学的な根拠を補強するのか。ソルガムや小規模生産国のデータ不足にどのような対応が必要なのか。

(事務局) データ募集を行った上で、データが偏在、不足していた場合は、データの再募集が行われることがある。その上でデータの偏在や不足があったとしても、利用可能なデータに基づいて ML の設定を検討することが、議題 14 で合意した ML 設定のためのデータ解析のガイダンスで定められている。また、地理的な偏在性が著しくある場合のデータセットの取扱いについては、将来の検討課題と

されている。なお、ガイダンスでは、ML 設定のためのデータ解析に必要な最小サンプル数について 59 と決められている。また、途上国からのデータ提出を促すために、国連機関や先進国による、能力開発支援が行われている。第 45 回総会（2022 年）では、FAO、WHO、その他の関連政府間機関及びドナー国に対して、穀類中のアフラトキシン低減のための実施規範の実行及びデータ収集に関して能力開発を支援するよう要請されている。

議題 21. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト

- （山口隆司委員）ダイオキシン類のリスク評価が先送りされたことを受け、CCCF として JECFA に評価を提案する際に、提案する汚染物質を絞る動きなど議論の変化はあるか。
- （事務局）現時点では優先リストを厳選しようという議論にはなっておらず、今回も 2 件の追加があった。優先リストの中で優先度が高いものには印がつけられるため、リスト内でも優先度が低いものは評価されずに留め置かれる。
- （辻山弥生委員）ダイオキシン様 PCB（ポリ塩化ビフェニル）類は何十種類とあるが、何を対象としているのか。種類により毒性が大きく異なるため、毒性等価係数が設定されていると承知しているが、毒性を評価し直すのか。
- （事務局）PCB 類は種類が多いが、国際的な評価対象となる分子種は限られており、データコールの中で明示されている。なお、近年、WHO において毒性等価係数の見直しが行われたため、それを踏まえた議論が行われる。

(7) その他

- （辻山弥生委員）全体の進行に関して、コーデックス連絡協議会は元々情報提供し、意見を聞くことを目的としているところ、質疑応答の時間が十分でなかった。元々の説明時間も足りていないかもしれない。会場の都合等もあるかもしれないが、もう少し柔軟なタイムスケジュールにする等、工夫していただきたい。
- （事務局）部会の開催スケジュール等の他律的な要因もあり、議題が多くなる場合といった場合もある。いずれにせよ、リスクコミュニケーションの観点は重要であり、説明時間の工夫等といった改善を検討してまいりたい。
- （山口隆司委員）近年、コーデックスの議論においてオブザーバー参加者の名前が良く出てくるようになってきた。今後オブザーバーのステータスが変わっていくことは考えられるのか。
- （事務局）次期コーデックス戦略計画 2026-2031 の戦略目標の 1 つに、関連する国際機関との関係の強化が含まれている。これにはオブザーバー機関も含まれるため、コーデックスとして今後オブザーバーとの連携は強化されていくものと思われる。また、本件に関連してご参考までに、今後、全地域調整部会の議題に、「地域・国際機関からの地域の関心事項」が含まれる見込み。
- （山口隆司委員）逆に、意見を出せない、参加するだけといったオブザーバーのカテゴリー分けがあるのか。
- （事務局）そのようなことはなく、従来通りオブザーバーは、投票権はないが、規格策定作業において意見を述べる等により、規格策定作業に参加することができる。

（以上）